

11.27
899

改

労働組第二八八七号

昭和四年十月廿六日

警視總監

丸山鶴吉

二二八二一三二一
AA

大臣 安達謙藏
大臣 江本 賢
各社 局長 官 殿
各社 局長 官 殿

北海道大坂神奈川等県知事 福岡

ソリニク自動車株式会社ノ労働争議ニおカスル件 (一) 一報……(後生)
 標記會社従業員ハ十月十八日 財界不況ニ依ルル収入減少由ニ於テ本社ニ對シ 社費値ハ
 件外土項目ノ噴霧器ヲ提供セルカ十月廿四日 労働賃金見ノ結果 種々交渉ヲ
 會ニ付テ結果 各取組ニ從テ社員ヨリ責任者ヲ出シ 各取組所ニ於テハ收支
 兩方委任スルトモ依リ 労働賃金 打前ヲ圖ル事ヲ以テ 交渉シ 協議スルトモ
 決意アリ

尚且手続ニ要シ上野取 東京取等 諸所ニ於テハ本月分ヨリノ 社費見解
 者 賃金ノ傾向ニシテ以テ會社側ニ於テハ前年並ノ 賃金休此ノ 然カモ意欲アリ
 標記會社従業員ハ十月十八日 會社ニ對シ 社費値下ノ 件外土項目ニ涉ル噴霧
 器ヲ提出シ 紛争中ナルカ右 社費値下ノ 問題ニ對シテ 東京タクシ一 第一タクシ一

右及申(通)報候也

(1) 労働者側ハ右解決ヲ諒トシテ廿一日退京セリ

年十一月廿六日迄 一報……(後生) 五十円ヲ會社ニ貸与スルコト
 右貸与金ハ社費金ニテ優先ニ返済スルコトヲ決議セリ
 今日午後七時本社ニテ社長ハ請負者側代表ト會見
 重役會議ノ決議ヲ示シテ諒解シ得共一日午後二時
 本社ニテ金一万四千八百円ヲ交付シ 殘金一万五千円ハ廿六
 日迄ニ各重役ノ連帯責任ニテ支払フコトニ決シテ解
 決シタリ